

諮問番号 令和３年度諮問第１号

答申番号 令和３年度答申第２号

答 申 書

審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

理 由

第１ 請求の趣旨

生駒市長が審査請求人に対し令和３年７月１４日付け「通知書番号〇〇〇〇」でした国民健康保険税に関する処分を取り消す。

第２ 事案の概要

１ 経緯

本件は、生駒市長(以下「市長」という。)が、審査請求人に対して令和３年度の国民健康保険税の賦課決定(以下「本件処分」という。)をしたところ、審査請求人が、本件処分には、国民健康保険税に関する生駒市のホームページ上の説明に不備がある状況の下に行われた処分であり違法があるとして、行政不服審査法に基づき、その取消しを求めるものである。

２ 前提事実等

(1) 特定口座内の上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、確定申告をした場合には、国民健康保険税額の課税対象となる所得に含まれるが、確定申告をした場合であっても、確定申告書の提出とは別に市民税・県民税の申告書を提出し、住民税の課税方式として申告不要制度を選択したときは国民健康保険税額の課税対象となる所得に含まれない。(地方税法第３１３

条)

- (2) 国民健康保険税に関する生駒市のホームページには上記(1) 記載の申告不要制度(以下「申告不要制度」という。)の選択に係る説明はない。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

市長が生駒市のホームページで申告不要制度に係る説明をしないでした本件処分は違法かどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

(審査請求人)

市長が生駒市のホームページ上で申告不要制度について説明することなく行った本件処分は誤った情報を市民に周知して行った処分であるから違法である。

(市長)

本件処分は、生駒市国民健康保険税条例第3条にあるとおり地方税法に基づいてなされたものであるため申告不要制度についての表示は必要ない。また、納税通知書裏面に「課税の根拠等について」を記載しており、「地方税法第703条の4及び生駒市国民健康保険税条例により国民健康保険税を賦課します。」と明記している。

第4 当審査会の判断

審査請求人は、本件処分が生駒市のホームページにおいて申告不要制度について説明することなく行われたことを理由に本件処分が違法であると主張する。

しかしながら、市長が国民健康保険税の賦課処分を行うに当たって、あらかじめ市民等の納税義務者に対し、申告不要制度について、生駒市のホームページにおいて告知することを市長に求める規定は地方税法及び生駒市国民健康保険税条例をはじめとする関係法令のいずれにも存在しない。

したがって、本件処分が生駒市のホームページにおいて申告不要制度についてあらかじめ説明することなく行われたことを理由に本件処分を違法とする審査請求人の主張は採用することができない。

よって、当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

第5 当審査会の審査経緯

当審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	処理内容
令和3年10月20日	・市長からの諮問を受けた。
令和3年11月19日 (令和3年度第6回審査会)	・概要を確認し、審議を行った。
令和3年12月6日	・審議を終結し、答申文を決定した。

生駒市行政不服審査会

会長 金谷 重樹

委員 九鬼 康夫

委員 上崎 哉

委員 緒方 賢史

委員 和島美枝子